

公共汚水ます等設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第4条に規定する事業計画区域内及び予定事業計画区域内における公共汚水ます及び取付管（以下「公共汚水ます等」という。）の設置について、福知山市下水道条例施行規程（平成24年ガス水道部管理規程第15号。以下「施行規程」という。）第2条第2項及び第3項で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置者)

第2条 福知山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、公共下水道管きょを布設するときは、その工事の中で公共汚水ます等を設置する。

2 公共下水道管きょ布設工事が完了している場合は、土地又は建築物の所有者（以下「土地所有者等」という。）が公共汚水ます等を設置する。

(設置場所)

第3条 公共汚水ます等の設置場所は、下水道管きょを布設した公道、私道又は水路に面した官民境界から1メートル以内の私有地内に設置するものとする。ただし、施工上の都合その他特別の事情のある場合は、この限りでない。

2 公共汚水ます等の設置場所については、土地所有者等と協議の上決定する。

(設置の申請等)

第4条 第2条第1項の規定により公共汚水ます等を設置する場合には、土地所有者等は、公共汚水ます設置申請書兼公共汚水ます設置位置確認書兼掘削承諾書を管理者に提出しなければならない。

2 第2条第2項の規定により公共汚水ます等の設置を希望する土地所有者等は、施行規程第12条第1項に定める物件設置（変更）許可申請書を管理者に提出しなければならない。

(費用負担)

第5条 第2条第1項の規定による公共汚水ます等の設置については、管理者が工事費を負担する。

2 第2条第2項による公共汚水ます等の設置については、土地所有者等が工事費を負担する。

3 管理者が公共下水道管きょを布設する場合において、施行規程第2条第2項の規定に該当するときは、管理者が公共汚水ますの設置工事費を負担する。

4 管理者が公共下水道管きよを布設する場合において、施行規程第2条第3項に規定に該当するときは、管理者が公共汚水ます1個の設置工事費を負担し、土地所有者等が1個を超える公共汚水ますの設置工事費を負担する。

(所有権)

第6条 この基準により設置した公共汚水ます等の所有権は、管理者が引渡しを受けた後は管理者に帰属するものとする。

(維持管理)

第7条 公共汚水ます等の維持管理は、管理者が引渡しを受けた後は管理者が行うものとする。ただし、土地所有者等が故意又は過失によりき損したものについては、この限りでない。

(移設及び廃止)

第8条 公共汚水ます等を移設又は廃止するときは、施行規程第12条第1項に定める物件設置(変更)許可申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による公共汚水ます等の移設及び廃止については、土地所有者等が工事費を負担する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

第9条 開発行為その他これに類する行為で、施行規程第12条に定める許可を受けて行う下水道管きよの布設工事においては、第2条、第4条及び第5条の規定は適用しない。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現にこの基準による改正前の公共汚水ます等設置取り扱い基準(平成6年制定)の規定よりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。